◎政治資金規正法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（会社等の寄附等の禁止）	（会社等の寄附の制限）
第二十一条　会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項及び第二十二条の六の三において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項及び第二十二条の六の三において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。	第二十一条　会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。
2　前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金パーティーの対価の支払については、適用しない。	2　前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。
3　何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をすることを勧誘し又は要求してはならない。	3　何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。
（削る）	4　第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三　個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

一　政党及び政治資金団体に対してする寄附　二千万円

二　政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附　千万円

けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三　政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一　個人のする寄附　二千万円

二　会社のする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

五十億円以上	三千万円
十億円以上五十億円未満	千五百万円
十億円未満	七百五十万円

三　労働組合又は職員団体のする寄附

次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
五万人以上十万人	千五百万円

未満	
五万人未満	七百五十万円

四　前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）のする寄附

次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

六千万円以上	三千万円
二千万円以上六千万円未満	千五百万円
二千万円未満	七百五十万円

（削る）

2　資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体については、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3　個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外

（削る）

2　前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。	
3　政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、六千万円を超えることができない。	
4　前項の規定は、二以上の国会議員関係政治団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体をいい、同項第三号に係る国会議員関係政治団体を除く。以下この項において同じ。）であつて、これらの国会議員関係政治団体に係る公職の候補者（同項第一号に係る国会議員関係政治団体の代表者である公職の候補者又は同項第二号に係る国会議員関係政治団体が第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により届け出た同号の公職の候補者をいう。）が同一の者であるものの間における寄附については、適用しない。	
（削る）	
（同一の者に対する寄附の制限）	
第二十二条　政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動	

の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。	
4　第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。	
（新設）	
（新設）	
5　第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。	
（同一の者に対する寄附の制限）	
第二十二条　政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動	

に関する寄附は、各年中において、同一の政治団体に対しては、二千万円を超えることができない。ただし、前条第四項に規定する寄附については、この限りでない。

2・3　（略）

（量的制限等に違反する寄附等の受領の禁止）

第二十二条の二　何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

（政治資金団体に係る寄附の方法の制限）

第二十二条の六の二　（略）

（雇用関係の不当利用等による寄附等の制限）

第二十二条の六の三　会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役職員又は構成員に対し、雇用その他の関係若しくは組織の影響力を不当に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体をして、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2・3　（同上）

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

第二十二条の二　何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

（政治資金団体に係る寄附の方法の制限）

第二十二条の六の二　（同上）

（新設）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該各号に定める行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附又は対価の支払をした者

二　第二十一条第三項の規定に違反して寄附又は対価の支払をすることを勧誘し又は要求した者

三　第二十二条の二の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた者

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二　第二十一条第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

三　第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者